

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (略) (5) } (6) } (7) } (8) }</p> <p><u>(9)</u> 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p><u>(10)</u> 前各号に該当する者を入札代理人として使用したとき。</p>	<p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (同左) (5) } (6) } (7) } (8) }</p> <p><u>(9)</u> <u>給付の完了に関する通知書及び請求書への日付記載が不適切なとき。</u></p> <p><u>(10)</u> 前各号の一に該当する事実があった後、<u>競争に参加させない期間</u>を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p><u>(11)</u> 前各号に該当する者を入札代理人として使用したとき。</p>

(競争に参加させないことができる者)

第6条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

2 (略)

(中 略)

(検査職員の一般的職務)

第49条 経理責任者は、会計規程第45条第2項の規定による検査を行う者(以下「検査職員」という。)を命ずるものとする。

2 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

3 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

5 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告するものとする。

(競争に参加させないことができる者)

第6条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以下の期間で競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

2 (同 左)

(検査担当者の一般的職務)

第49条 経理責任者は、会計規程第45条第2項の規定による検査を行う者(以下「検査担当者」という。)を命ずるものとする。ただし、教員に命ずる場合は部局長が行うこととする。

2 契約を依頼した予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者を検査担当者とすることができる契約は、第49条の2に定める検収センターにおいて検収を行う契約とし、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。

3 検査担当者は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

4 検査担当者は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

5 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

6 検査担当者は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告するものとする。

(検査の時期)

第50条 検査職員は、相手方から給付を完了した旨の通知を受領後、速やかに検査を実施しなければならない。

(中 略)

(兼職の禁止)

第52条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

(後 略)

(検収センター)

第49条の2 京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第33条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認（以下「検収」という。）を行うものとする。

2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約とする。

3 検収センター長は、当該予算部局の経理責任者をもって充てる。

(検収担当者)

第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局の教職員から任命する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の教職員を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。

3 第1項の規定により発令した検収担当者のうち、教員等に発令した検収担当者が検収できる範囲は、1品50万円未満で総額500万円未満の物品の購入で、かつ、随意契約し、契約書の作成を省略した契約とする。それ以外の契約については、事務部の検収担当者が検収するものとする。

4 検収担当者は検査担当者を兼ねることができない。

(検査の時期)

第50条 検査担当者は、相手方から給付を完了した旨の通知を受領後、速やかに検査を実施しなければならない。

(兼職の禁止)

第52条 検査担当者及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

附 則
この規則は、平成18年9月25日から施行する。